

学力特待生募集

【一般特待<学業優秀型>】

1. 応募資格：以下の全てに該当する者

- 2021年度の新2年生のみ
- 以下の基準を満たし、原則として所得基準（給与所得者：841万円以下、給与所得者以外：355万円以下）に該当する者。
- 次のいずれかの条件を満たす者で、かつ、目標達成のために、大学が用意する講義、プログラム等に積極的に参加し、他の学生の模範となる者
 - ①優良企業への就職を目指す者
 - ②アスレティックトレーナーを目指す者

種類	応募資格
学力A特待生	「学業成績の基準」 ① 修得単位数が40単位以上であること ② 2020年度のGPA 3.0以上であること 「学生生活の基準」 ③ 懲戒処分等を受けていない模範生
学力B特待生	「学業成績の基準」 ① 修得単位数が40単位以上であること ② 2020年度のGPA 2.5以上であること 「学生生活の基準」 ③ 懲戒処分等を受けていない模範生

※留学生及びS A・A特待生は対象外とする（B特待生は申請可）。
この応募で、B特待生はA特待生に昇格することができます。
但し、A特待生の応募資格を満たし、採用人数枠内に該当した場合に限ります。

2. 募集期間

・2021年1月6日(水) ~ 2021年2月5日(金)16時まで

3. 提出書類

- ・応募申請書（学習支援センターにて配布）
- ・※特待枠の申請（A枠、B枠の希望を確認する）

4. 採用人数

・A特待生 2名 ・B特待生 3名

5. 減免金額

・A特待生 年間授業料の全額免除 ・B特待生 年間授業料の半額免除

6. 採用期間

1年間（毎年継続審査を実施し、最大3年間。）

7. 学力特待生の選出について

学生支援委員会にて厳正なる審査（書類審査および面接試験）を行い、学長が決定します。
※書類審査の結果と面接試験の日程については2月中にUNIPA掲示板で個別配信する予定です。
※面接試験は3月上旬に実施予定です。面接試験を欠席した場合は辞退したものとみなします。

8. 注意事項

以下の条件及び原則として、別に定める所得基準を満たすこと。

- (1) 学力特待生【K-CIP特待】と同時に応募できません。
- (2) 本学の独自の学力特待生に採用となった場合、当奨学金制度が優先となり、文部科学省の授業料減免制度の免除は調整（免除取消または、減額）されます。
- (3) A・B特待生の種類選択については、次の更新基準を参考に選択してください。

<更新基準>

(1) 学業成績の更新基準

- ① A特待生はGPAが3.0以上であること。
- ② B特待生はGPAが2.5以上であること。

なお、前期及び後期試験の成績決定後に、上記①又は②の条件を満たさない者は 警告する。警告を受けた者が、翌期も上記①又は②の条件を満たさない場合は特待生の資格を取り消す。

(2) 学生生活の基準

- ① 本学学則第39条の規定による懲戒処分を受けないこと。
- ② 学力特待生として他の学生の模範となる行動をすること。

9. 問合せ先

キャリア支援課（学習支援センター TEL：093-693-3177）

学力特待生募集

【K-CIP 特待】

2. 応募資格：以下の全てに該当する者

- 2021 年度の新2年生のみ
- 1年次よりK-CIP科目を受講している者で、かつ、以下の目標達成のために、大学が用意する講義プログラム等に積極的に参加し、他の学生の模範となる者
 - ①中学校又は高等学校教諭を目指す者
 - ②公務員を目指す者
- 原則として所得基準（給与所得者：841万円以下、給与所得者以外：355万円以下）に該当する者
- 応募する特待生の種類により、以下の学業成績を満たしている者

種類	応募資格：学業成績の基準
学力S A 特待生	①2020年度のGPA 2.5以上であること ②1年次終了時のK-CIP学期末試験において、上位5%以内であること
学力A 特待生	①2020年度のGPA 2.5以上であること ②1年次終了時のK-CIP学期末試験において、上位20%以内であること
学力B 特待生	①2020年度のGPA 2.5以上であること ②1年次終了時のK-CIP学期末試験において、上位35%以内であること

※留学生及びS A 特待生は対象外とする（A・B特待生は申請可）。

この応募で、A特待生はS A 特待生に、B特待生はA特待生に昇格することが出来ます。

但し、S A またはA特待生の応募資格を満たし、採用人数枠内に該当した場合に限ります。

2. 募集期間

・2021年1月6日(水) ～ 2021年2月5日(金)16時まで

3. 提出書類

- ・応募申請書（学習支援センターにて配布）
- ・※特待枠の申請（S A 枠、A 枠、B 枠の希望を確認する）

4. 採用人数

・S A 特待生 4名 ・A特待生 10名 ・B特待生 10名

5. 減免金額

- ・S A 特待生 年間授業料・施設費・教育充実費の全額免除
- ・A 特待生 年間授業料の全額免除
- ・B 特待生 年間授業料の半額免除

上記に加え、K-CIP 特待は、2～4年生次のK-CIP 受講料全額免除

6. 採用期間

1年間（毎年継続審査を実施し、最大3年間。）

7. 学力特待生の選出について

学生支援委員会にて厳正なる審査（書類審査および面接試験）を行い、学長が決定します。

※書類審査の結果と面接試験の日程については2月中に UNIPA 掲示板で個別配信する予定です。

※面接試験は3月上旬に実施予定です。面接試験を欠席した場合は辞退したものとみなします。

8. 注意事項

- (1) 学力特待生【一般特待】と同時に応募できません。
- (2) 本学の独自の学力特待生に採用となった場合、当奨学金制度が優先となり、文部科学省の授業料減免制度の免除は調整（免除取消、または、減額）されます。
- (3) 種類の選択については、次の更新基準を確認し選択してください。

<更新基準>

(1) 学業成績の基準

前年度のGPAが2.5以上であり、K-CIP 学期末試験の結果に基づき以下のとおり更新審査を行う。

- ① S A 特待生は点数が90点以上であること。
- ② A 特待生は点数が80点以上であること。
- ③ B 特待生は点数が70点以上であること。

※「点数」：K-CIP プログラムに従ってコースごとに開講されたK-CIP 関連科目の全てを履修することで得られる点数の平均点を指す。

なお、前期及び後期試験の成績決定後に、上記GPA及び①又は②又は③の条件を満たさない者は警告を通知する。

警告通知を受けた者が、翌期も上記GPA及び①又は②又は③の条件を満たさない場合は特待生の資格を取り消す。

ただし、更新審査により特待生資格を失くした者については、資格再認定（復活制度）を行うこととする。

また、K-CIP の受講を辞退した場合は、一般特待の更新基準を満たす者に限り、一般特待への変更を可能とする。

(2) 学生生活の基準

- ① 本学学則第39条の規定による懲戒処分を受けないこと。
- ② 学力特待生として他の学生の模範となる行動をすること。

9. 問合せ先

キャリア支援課（学習支援センター TEL：093-693-3177）